



## COP22報告会 歴史的なパリ協定からの第一歩 ～ COP22を受けた取組み～

2016年11月7日から18日まで、モロッコのマラケシュで開催されたCOP<sup>\*1</sup>22とCMA<sup>\*2</sup>1の報告会を、2016年12月17日(土)に、エル・おおさか 南館10階「南1023」にて、大阪府地球温暖化防止活動連絡調整会議<sup>\*3</sup>主催、温暖化防止ネットワーク関西 共催で実施しました。

### 報告1 「マラケシュ会議 (COP22) の結果と今後の気候変動交渉の課題」

高村 ゆかりさん 名古屋大学大学院 教授



パリ協定は、①京都議定書と同様、国を法的に拘束する国際条約、②気温上昇の明確な長期目標、③5年サイクルの目標引き上げメカニズム、④適応、支援策も定める、という特徴がある。

パリ協定は、米国、中国、インド、EUなどが批准し、2016年11月4日に発効、COP22でCMA1が開催された。COP22では、①遅くとも2018年のCOP24でパリ協定実施規則を採択すること、②作業計画への検討事項の追加、③2018年の促進的対話のやり方について検討を開始すること等が決定に盛り込まれた。会期中にアメリカ、カナダ、メキシコ、ドイツが世界に先駆けて2050年低炭素発展戦略を提出したこと、ビジネスと都市・自治体、NGOなど非国家アクターの存在がさらに注目を集めた。

パリ協定の実施規則の交渉の本格化がこれからの課題である。米国の次期政権の不透明性はあるが、米国なしでも対策と交渉を進めようという各国の意思は、たとえばマラケシュ行動宣言や世界的な気候行動のためのマラケシュパートナーシップ設立などにみとれるように、COP22で明確に示された。米国のシェールガス、中国の大気汚染問題など事情は様々だが、世界的な再エネコストの低減が進み、足下のエネルギー大転換の動きは止まらない。

### 報告2 「海外の再生可能エネルギーの可能性」

麻生 義継さん

スカイグループホールディングス株式会社 代表取締役社長

パリ協定により途上国でもCO<sub>2</sub>排出削減が必要となり、再生可能エネルギー開発が活発になっている。

太陽光発電ではモンゴルで3箇所、ベトナムで1箇所、インドネシアで2箇所、スリランカで1箇所、風力発電ではベトナムに2箇所の事例があり、さらにこれらの国にはいくつかの候補地リストや計画もある。



このようなプロジェクトに日本も投資すべきと考えるが、カントリーリスク等の理由により依然、消極的である。

### 報告3 「パリ協定と市民、行政、企業の役割」

早川 光俊 CASA専務理事

日本の2020年目標、2030年目標は低すぎ、引き上げる必要がある。2030年原発比率22～20%、石炭26%というようなエネルギー基本計画、長期エネルギー需給見通しは抜本的に改定する必要がある。

CASAの提案「CASA2030モデル」の検討では、全原発の稼働を即時停止しても、エネルギーを賄い、2030年に1990年比40%削減は可能である。

IPCCに代表される科学、そして市民の関心の高さが解決の鍵である。

山田 直樹 (CASA ボランティア)

\* 1 COPとはthe Conference of the Partiesの略で締約国会議のことであり、ここでは気候変動枠組条約の締約国会議をいう。

\* 2 CMAとはthe Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreementの略でパリ協定締約国会合をいう。

\* 3 大阪府地球温暖化防止活動連絡調整会議の構成員は次のとおり。大阪府、大阪市、堺市、近畿地方環境事務所、大阪管区気象台、認定NPO法人地球環境市民会議 (CASA)、全大阪消費者団体連絡会、大阪府生活協同組合連合会、大阪eco動物海洋専門学校、大阪府地球温暖化防止活動推進員、大阪府地球温暖化防止活動推進センター (事務局)